

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>一般国道二百九十九号</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市寺尾字坊地一九八〇番一地从先から同市寺尾字植田一七八七番六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年六月二十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年六月十八日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長五七〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>